

もばら空と杜のこども園に係る利用定員の設定について

1. 子ども・子育て審議会の所管事務について

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、以下の事務を処理することとされています。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

2. 利用定員について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設の設置者からの申請に基づき市町村長が確認を行う際に、以下の点に留意し、認定区分（1号・2号・3号）ごとに利用定員を定めることになっています。

- (1) 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する必要があること。
- (2) 利用定員は、当該確認を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要がある。このため、市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定する必要があること。

3. もばら空と杜のこども園の概要について

- ・ 種 類 公私連携幼保連携型認定こども園
※公私連携とは、公有施設や公有地を無償譲渡、または低額での貸付を行うとともに、教育や保育、子育て支援事業等に関する基本的事項について、協定を結び、民営でありながらも、市の関与を明確にできる法律上の制度です。
- ・ 所 在 地 茂原市綱島102番地
※旧五郷保育所用地を活用して、運営法人が園舎を新設します。
- ・ 開 園 日 令和4年4月1日
- ・ 運営法人 社会福祉法人すくすくどろんこの会（千葉県野田市山崎字北中地1952）

4. もばら空と杜のこども園の利用定員の設定（案）について

統廃合の対象となる旧五郷保育所、中の島保育所、五郷幼稚園の状況（R3. 6. 1時点）

【旧五郷保育所】

定員90人（2・3号認定） ※令和3年度は鶴枝保育所で園児の代替保育を実施

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
定員数	2	12	17	19	20	20	90
在園児数	0	2	4	17	20	18	61

【中の島保育所】

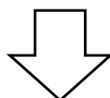
定員120人（2・3号認定）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
定員数	3	18	24	25	25	25	120
在園児数	3	7	12	19	15	23	79

【五郷幼稚園】

定員70人（1号認定）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
定員数	—	—	—	—	35	35	70
在園児数	—	—	—	—	7	18	25



【もばら空と杜のこども園】

定員200人（1号認定：60人 2・3号認定：140人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定	—	—	—	20	20	20	60
2・3号認定	6	20	24	30	30	30	140
合計	6	20	24	50	50	50	200